

1. 目的外提供の制限の適用を除外する事項について

類 型	利用及び提供する理由又は必要性
<p>(児童からの臓器移植に伴う医療施設からの児童虐待に関する照会への回答)</p> <p>臓器提供予定者が臓器の移植に関する法律において臓器の提供を制限されている被虐待児であるかどうかの確認のための臓器提供予定医療施設からの照会に対し回答する場合</p>	<p>臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項において、虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう、臓器提供予定児童について虐待が行われた疑いの有無を確認することが移植医療業務従事者に求められているが、移植医療を行う医療機関においては内部の情報だけでは確認ができない場合がある。</p> <p>この場合、児童虐待の防止等に関する法律の規定に基づき児童虐待に関する個人情報を取り扱っている児童相談所に照会して回答を得ることにより確認することが必要な場合がある。</p>

2. 本人以外からの収集の制限の適用を除外する事項について

類 型	収集する理由又は必要性
<p>(児童からの臓器移植に伴う医療施設からの児童虐待に関する照会)</p> <p>臓器提供予定者が臓器の移植に関する法律において臓器の提供を制限されている被虐待児であるかどうかの確認のため、臓器提供予定医療施設からの照会により臓器提供予定者及びその兄弟姉妹が特定できる個人情報を収集することとなる場合</p>	<p>臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項において、虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう、臓器提供予定児童について虐待が行われた疑いの有無を確認することが移植医療業務従事者に求められているが、移植医療を行う医療機関においては内部の情報だけでは確認ができない場合がある。</p> <p>この場合、児童虐待の防止等に関する法律の規定に基づき児童虐待に関する個人情報を取り扱っている児童相談所に照会して回答を得ることにより確認することが必要な場合がある。</p>